

平成 26 年 7 月 8 日

全国グラビア協同組合連合会
傘下組合員 各位

全国グラビア協同組合連合会
専務理事 村田 英雄

軟包装資材の原材料費の高騰についての文書発行取扱いについて

—注意事項—

このたび、全国グラビア協同組合連合会では「軟包装資材の原材料費の高騰について」を作成し、お取引先様へ配布し、当業界の窮状を訴え、ご理解いただく文書です。

取扱いについては、下記の注意書きをご理解いただき、ご使用願います。

公正取引委員会HP (<http://www.jftc.go.jp/>) の事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 ([事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針：公正取引委員会](http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html)
<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>) と事業者団体による取引先事業者に対する要請文書の発出 ([10 事業者団体による取引先事業者に対する要請文書の発出：公正取引委員会](http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kakakuseigen/kakaku09.html)
<http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kakakuseigen/kakaku09.html>) をご参照願いたいと思います。

要は事業団体が、本件文書を作成し、取引先会員事業者に配布することは、それ自体、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、文面上、特段の問題がない場合であっても、本件文書の作成等を契機として、価格の引上げ等について、会員事業者間で共通の意思が形成されるなど、競争制限的な行為が行われるような場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるので、事業団体は、本件文書を作成し、配布する際は、その旨会員事業者に周知を図ることが明記されています。

なお、文書発行者の全国グラビア協同組合連合会に事業者名の併記は許されていますので、社名印での押印またはPDFファイル加筆（HPダウンロード）でご使用願います。

【注意事項】

1. 本文書は事業者の自主的判断にて発行すること。
2. 本文書の発行を組合及び利益共有グループ等で強要してはならない。